

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月11日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第2号

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「第2号」の次に「又は第5号」を加え、同項中「第6号」を「第7号」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 経験者試験の結果に基づいて職員となった者(保育士の採用試験に合格し、かつ、保育士等の職務経験を7年以上有する者に限る。以下別表第2及び別表第6において「民間等経験保育士」という。) 7年を超える経験年数

附則第3項の見出し中「経過措置」を「特例」に改め、同項中「第5条第2項第2号」の次に「及び第14条第1項第5号」を、「号俸は」の次に「、他の職員との権衡上必要と認められる限度において」を、「号数の号俸とする」の次に「ことができる」を加える。

附則に次の2項を加える。

(第5条第2項第2号の職員の初任給に関する特例)

6 平成19年4月1日以後に新たに職員となった者(第5条第2項第2号の職員に限る。)のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」とい

う。)から、その者の号俸の決定について第13条から第16条までの規定を適用して得られた号俸の号数を4で除して得た数の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に5年を加えた年数(以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号俸は、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、第11条及び第13条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日の翌日から採用日までの間における第28条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数をその者の号俸の決定について第11条及び第13条から第16条までの規定を適用して得られた号俸の号数から減じて得た号数の号俸とすることができる。

(第14条第1項第5号の職員の初任給に関する特例)

- 7 令和8年4月1日以後に新たに職員となった者(第14条第1項第5号の職員に限る。)のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、その者の号俸の決定について第13条から第16条までの規定を適用して得られた号俸の号数を4で除して得た数の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に7年を加えた年数(以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号俸は、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、第11条及び第13条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日の翌日から採用日までの間における第28条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数をその者の号俸の決定について第11条及び第13条から第16条までの規定を適用して得られた号俸の号数から減じて得た号数の号俸とすることができる。

別表第2(6)中

| | | | | | |
|--------------|-----|---|-----|-----|-----|
| 保育士 言語指導員 | 短大卒 | | 5.5 | 6 | 2 |
| | | 0 | 5.5 | 1.2 | 1.4 |

を

| | | | | | |
|--------------------------------|-----|---|-----|-----|-----|
| 保育士（民間等経験 保育士を除く。） 言語指導員 | 短大卒 | | 5.5 | 6 | 2 |
| | | 0 | 5.5 | 1.2 | 1.4 |
| 民間等経験保育士 | 短大卒 | | | 4.5 | 2 |
| | | | 0 | 5 | 7 |

に改める。

別表第6（6）中

| | | |
|--------------|-----|--------|
| 保育士 言語指導員 | 短大卒 | 1級15号俸 |
|--------------|-----|--------|

を

| | | |
|----------------------------|-----|--------|
| 保育士（民間等経験保育士を除く。） 言語指導員 | 短大卒 | 1級15号俸 |
| 民間等経験保育士 | 短大卒 | 2級18号俸 |

に改める。

(新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(平成21年新潟市人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。